

## 香南市情報公開条例の一部を改正する条例

香南市情報公開条例（平成18年香南市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

### （会議の公開）

第10条の2 本市において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関（以下この条において「審議会等」という。）の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを公開しない。

- （1） 法令等の規定により、公開しないこととされている場合
- （2） 会議での審議内容が、第6条に規定する非開示情報に該当すると認められる場合
- （3） 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が認められる場合で、審議会等の決定により、当該会議の全部又は一部を公開しないこととしたとき。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。